

# セキュリティインシデントに対するメディアセンター行動指針

平成22年1月21日  
情報メディア教育研究センター

本指針は、情報メディア教育研究センター（以下、メディアセンターという）が運用・管理する計算機システム、ネットワークシステム（HINET2007）およびその関連施設において発生するセキュリティインシデントのうち、特に重大な事案に関して、メディアセンターが取る行動（センターアカウント停止および通信制限）を示したものである。

## 1. 重大インシデントの認識と確認

メディアセンターは、本学の情報ネットワークに重大な損害をもたらすセキュリティインシデントを早期に発見するため常に監視に努める。メディアセンタースタッフは、学内外からの指摘、システムログ、入退室記録、監視カメラ記録などから、

- センターアカウントの不正利用（盗用、貸し借り）
- P2P ファイル共有ソフトの利用
- センター設備の不正利用
- ネットワークを経由したコンピュータの不正利用（SPAMメールの送信、電子メールの不正中継、プロキシの目的外利用、他システムへの不正侵入、サービス妨害攻撃などが発生した状態を指し、利用者の意図の有無を問わない）

など、規則等に違反すると判断できることについて、またはメディアセンターが運用・管理するシステムあるいは同センターの運営に重大な影響をもたらす恐れがあると判断できることについて、「重大なセキュリティインシデント」として、センター長に根拠となる資料とともに報告を行う。センター長は、重大なセキュリティインシデントと判断した場合には、副理事（情報担当）に報告を行う。なお、利用者の悪意によるものでない場合でも同様の措置を行う。

## 2. 緊急を要する場合の措置

センター長は、緊急を要すると判断した場合には、次項3または4の対応を行う前に、直ちに以下の措置を適宜講じる。（その後この緊急措置も考慮に入れながら、次項3または4の対応を行う。）

- 該当者への注意（アカウントの不正利用など）
- 当該ホストに対する通信制限（P2P ファイル共有ソフトの利用など）
- 該当者の強制退去などによる安全確保
- 当該ホストまたは当該ゾーンに対する学外通信制限（ネットワーク経由不正利用など）

## 3. セキュリティインシデントに対する措置

### 3.1. センターアカウントの停止およびその解除

### 3.1.1 センターでの停止措置

センター長は、センタースタッフからの根拠となる資料による事実確認（本人確認など）後、広島大学情報システム等利用規則（平成16年4月1日施行）第7条第1項および広島大学情報メディア教育研究センター利用内規（平成16年4月1日施行）第10条に基づいて、重大なインシデントであると判断した場合には該当者のセンターアカウントの停止措置を実施する。

### 3.1.2. 停止措置の通知

センター長はアカウントの停止を実施するとともに、該当者および該当者の所属部局長宛に「センターアカウント停止通知書（別紙様式）」を送付する。停止期間は所属部局等から指定された日までとすることを明示する。

### 3.1.3. 部局等への対応依頼

センター長は、該当者の所属部局長に対し事実確認および指導等の必要な措置を講じることを依頼する。また、部局等における対応の概要およびセンターアカウントの取り扱い（停止を解除する日など）の指定について、文書（自由書式）により部局長からセンター長宛に送付することを依頼する。

### 3.1.4. センターアカウント停止の解除

センター長は、部局等からのセンターアカウントの取り扱い通知の到着後、部局等の決定に従って当該センターアカウント停止を解除する。

## 3.2. ネットワークの通信遮断または認証停止、およびその解除

### 3.2.1. 通信制限の方針

センター長は、ネットワークの不正利用等の事実確認（本人確認など）後に、広島大学情報システム等利用規則（平成16年4月1日施行）第7条第1項に基づいて必要と判断した場合には、ネットワーク通信遮断あるいは HINET2007 認証停止の措置を実施する。

### 3.2.2. 具体的通信制限と管理者等への通知

センター長は、ネットワークの不正利用等の事実確認（本人確認など）後に、当該管理者または利用者に警告通知を行う。さらに、以下のいずれかの条件に該当する場合には、メディアセンターの定める手順に従い、当該ホストまたは当該ゾーンの学内/学外通信遮断、または、当該利用者に対する HINET2007 認証停止を実施する。同時に、措置の内容を当該管理者または利用者に文書で通知する。

- メディアセンターが事実を確認し、かつ、当該管理者または利用者に警告通知を行ってから48時間以上、対策に関する回答がない場合
- 外部連絡者から複数回の指摘を受けた場合

### 3.2.3. 管理者等への対応依頼

センター長は、警告通知を受けた該当管理者または利用者に対し、事実確認および

復旧等の必要な対策を実施することを依頼する。また、対応の概要および解除要請について文書（自由形式）によりセンター長宛に送付することを依頼する。

#### 3.2.4. 通信制限の解除

センター長は、警告対象者から、対応の概要および解除要請についての文書を受け取った後、通信遮断または HINET2007 認証停止の解除を行う。

#### 4. 本指針に定めのないセキュリティインシデントに対する措置

センター長は、本指針に定めのないセキュリティインシデントに対しては、その判断に基づき必要な措置を実施する。

参考 1 :

広島大学情報システム等利用規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）

第 7 条 センター長は、学内ネットワークに重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、必要な措置を講ずることができる。

広島大学情報メディア教育研究センター利用内規（平成 16 年 4 月 1 日施行）

第 10 条 利用者がこの内規に違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合は、センター長は登録の取消し又はサービスの制限の措置をとることができる。

参考 2 :

広島大学には大きく 2 つの ID（アカウント）があり、サービスにより使用する ID が異なります。

広大 ID : 広島大学の構成員であることを証明するための ID

学生情報システム（もみじ）、電子事務局（いろは）、HINET2007 を利用する際に必要

センターアカウント : 情報メディア教育研究センターが提供するサービスを利用する際に必要な ID

ICE 端末、メール・ログインサーバ、学外からの接続（VPN、フレッツ認証）など

(別紙：本人宛)

平成 年 月 日

広島大学〇〇学部〇〇学科  
〇 〇 〇 〇 殿

広島大学情報メディア教育研究センター長  
〇 〇 〇 〇

## センターアカウント停止通知書

広島大学情報システム等利用規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 7 条第 1 項及び広島大学情報メディア教育研究センター利用内規（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 10 条に基づき、下記のとおりセンターアカウントを停止しますので通知します。

### 記

停止するセンターアカウント :  
停止する期間 : 平成 年 月 日 から  
所属部局等が指定する日 まで  
停止理由 :

なお、本措置に異議がある場合は、本通知書を受領した日を含め 3 日以内に、書面にて情報メディア教育研究センター長に申し出てください。

以 上

参 考 :

広島大学には大きく 2 つの ID（アカウント）があり、サービスにより使用する ID が異なります。

広大 ID : 広島大学の構成員であることを証明するための ID

学生情報システム（もみじ）、電子事務局（いろは）、HINET2007 を利用する際に必要

センターアカウント : 情報メディア教育研究センターが提供するサービスを利用する際に必要な ID

ICE 端末、メール・ログインサーバ、学外からの接続（VPN、フレッツ認証）など

(別紙：部局長宛)

平成 年 月 日

広島大学〇〇学部長 殿

広島大学情報メディア教育研究センター長

〇 〇 〇 〇

## センターアカウント停止通知書

広島大学情報システム等利用規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 7 条第 1 項及び広島大学情報メディア教育研究センター利用内規（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 10 条に基づき、下記のとおりセンターアカウントを停止しますので通知します。

なお、停止期間は、貴部局が指定する日までとしておりますので、取り扱いの決定後、速やかに書面にて情報メディア教育研究センター長宛に御連絡くださるようお願いいたします。

### 記

停止するセンターアカウント :  
停止するアカウントの所有者 : 〇〇学科 〇〇 〇〇 (学生番号 XXXXXXXX)  
停止する期間 : 平成 年 月 日 から  
所属部局等が指定する日 まで  
停止理由 :

以 上

参 考 :

広島大学には大きく 2 つの ID (アカウント) があり、サービスにより使用する ID が異なります。

広大 ID : 広島大学の構成員であることを証明するための ID

学生情報システム (もみじ)、電子事務局 (いろは)、HINET2007 を利用する際に必要

センターアカウント : 情報メディア教育研究センターが提供するサービスを利用する際に必要な ID

ICE 端末、メール・ログインサーバ、学外からの接続 (VPN、フレッツ認証) など

(別紙：本人宛)

平成 年 月 日

広島大学〇〇学部〇〇学科  
〇 〇 〇 〇 殿

広島大学情報メディア教育研究センター長  
〇 〇 〇 〇

## ネットワーク利用制限通知書

広島大学情報システム等利用規則（平成16年4月1日施行）第7条第1項に基づき、下記のとおりネットワーク（HINET2007）利用制限を実施しますので通知します。なお、停止期間は、対応策の実施を連絡する日までとしておりますので、対応を行った後、速やかに対応の概要について書面にて情報メディア教育研究センター長宛に送付ください。

### 記

制限の内容：

制限する期間：平成 年 月 日 から  
対応策の実施を連絡する日 まで

制限理由：

なお、本措置に異議がある場合は、本通知書を受領した日を含め3日以内に、書面にて情報メディア教育研究センター長に申し出てください。

以上